

令和7年度障がい者デジタル関連業務受注拡大推進事業実施要領

1. 目的

本事業は、就労継続支援事業所がデジタル関連業務を受注するために必要なパソコンを導入する際の経費や研修受講料を支援し、就労継続支援事業所におけるデジタル関連業務の受注拡大を推進することを目的とする。

2. 事業主体

本事業の実施主体は、愛媛県とする。

3. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の各号に定める者（以下、就労継続支援事業所）とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を県に提出している事業所又は県が認めた事業所）
- (2) 就労継続支援B型事業所（県において作成する「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は県が認めた事業所）

4. 事業の内容

- (1) 県は、補助対象者からの補助金交付申請に基づき、別表補助対象経費のとおりパソコン等の導入及び研修参加に要する費用を補助するものとする。
- (2) 補助対象は別表のとおりとし、補助率は3分の2以内、補助限度額は1事業所につき500千円とする。
- (3) パソコン等の導入に伴う補助を希望する就労継続支援事業所は、VALT JAPAN株式会社が実施するデジタル業務の受注に関する研修に参加するものとする。ただし、これまで同様の研修を受講したことがある就労継続支援事業所においては、受講を免除する。
- (4) 本事業によりパソコン等を導入した就労継続支援事業所は、パソコン等を導入することによって得られたデジタル業務の受注拡大（受注件数及び平均工賃月額等）に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、県に報告するものとする。

5. その他

県は、前条に掲げる補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。なお、他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

附 則

この要綱は令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

別表

補助対象経費（補助対象）	備考
ア. パソコン	・ デジタル業務を受注するためのハードウェアが対象である。 ・ 初期設定費用も含む。 （推奨スペック） ① C P U : AMD RyzenTM 5 7430U（若しくはCorei5相当） ② メモリ : 16GB（オンボード） ③ ストレージ : SSD 256GB ・ 推奨スペックと同等もしくは上位モデルとする。ただし、著しく上位スペックの場合は、補助対象として認めない場合がある。
イ. 通信環境機器等（Wi-Fiルーターなど）	・ アのパソコン導入に必要なものに限り対象とする。
ウ. 受注研修受講料 1人当たり定額3万円	・ VALT JAPAN株式会社が開催するデジタル業務を受注するために必要な研修の受講料のみ補助対象とする。ただし、これまで同内容の研修を受講したことがある就労継続支援事業所については、受講を免除する。 ・ 受講対象は支援者である。
エ. その他	・ 当該年度中に係る経費のみを対象とする。 ・ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。